

## ○横須賀応援ふるさと納税推進事業実施要綱

平成 27 年 6 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市へのふるさと納税の推進を図り、もって本市の魅力を市内外へ発信することを目的として実施する、本市へふるさと納税を行った者(以下「寄附者」という。)に対して返礼品を贈呈する横須賀応援ふるさと納税推進事業(以下「事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 横須賀応援ふるさと納税 本市に対し、寄附金の使途を第 5 条各号のいずれかに特定して、寄附を行うことをいう。
- (2) 返礼品 地元特産品等で、市長が別に定める基準を満たしているものをいう。
- (3) 協力事業者 寄附者への返礼品の贈呈に関する事業の実施を希望する事業者のうち、別に定める基準を満たしているものをいう。

(寄附の申し出)

第 3 条 横須賀応援ふるさと納税をしようとする者は、その旨を市長に申し出なければならない。

2 前項の規定による申し出は、市長が別に定める書類の提出又はインターネット上の所定の申込フォームへの入力によるものとする。

(返礼品の贈呈等)

第 4 条 市長は、寄附者（本市の区域内に住所を有する者を除く。以下この条において同じ。）からの寄附金額に応じ、返礼品を贈呈する。ただし、寄附者が返礼品の贈呈を辞退した場合は、この限りではない。

2 前項の返礼品の贈呈は、協力事業者が返礼品を寄附者に送付することにより行うものとする。

(寄附金の使途)

第 5 条 寄附金の使途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 子どもを産み育てやすい環境をつくり、子育てを支援すること。
- (2) いのちを育み守る医療の取り組みを進めること。
- (3) 誰もがいつまでも健康で活躍できるよう健康づくりを進めること。
- (4) 高齢者や障害者が安心して暮らせるよう福祉の取り組みを進めること。
- (5) 競技者を含めた市民 1 人 1 人のスポーツ活動を支援すること。
- (6) 歴史や文化を次世代に引き継いでいくこと。
- (7) 自然豊かな猿島公園の環境を良好に保つこと。
- (8) 緑化を進め、豊かなみどりを守ること。

- (9) 安全で安心な消防救急体制を整備すること。
- (10) NPO が活動しやすい環境をつくり、活動を支援すること。
- (11) 観光地の魅力の発信及び観光客の受入れ環境の整備を進めること。
- (12) 横須賀美術館の展示作品充実のために美術品等を購入すること。
- (13) 教育の機会均等に資するために、子どもの就学又は学資の援助に活用すること。
- (14) 動物愛護の施策を推進し、人と動物の共生する社会に向けた取り組みを進めること。
- (15) 市の活動全般に活用すること。

(寄附金受領証明書)

第 6 条 市長は、寄附金が納付されたときは、当該寄附者へ寄附金受領証明書を発行するものとする。

(事業者への業務委託)

第 7 条 市長は、事業者にふるさと納税に関する事務、返礼品の管理に関する事務及び前条の規定による寄附金受領証明書の発行に関する事務を委託することができる。

(その他の事項)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は経済部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、前項ただし書に規定する日以後に横須賀応援ふるさと納税を行った寄附者について適用し、同日前に横須賀応援ふるさと納税を行った寄附者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 4 項の規定は、この要綱の施行の日以後に横須賀応援ふるさと納税を行った寄附者について適用し、同日前に横須賀応援ふるさと納税を行った寄附者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。